



社会福祉法人 青い鳥

横浜東部就労支援センター

2月のお知らせ ☆ほっとフライデー (要予約)

※2月19日(金)の
ほっとフライデーは
緊急事態宣言発令の
ため、中止とします。
また再開の際は、お
知らせいたします。

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜
間相談です。毎月第3金
曜日の午後5時から7時
まで、予約制で実施しま
す。

☆相談を希望される方は
事前に担当者までご連絡
ください。

○緊急事態宣言が延長されました○

2月2日に緊急事態宣言が延長され、新型コロナウイルス感染
予防のため、センターの業務も一部変更・中止させていただ
いています。

センターへの相談に関して、通常通り受け付けています。
来所が不安な方は、電話の相談も可能ですので、ご相談くださ
いね。その他、緊急の場合やお困りの場合は、センターまでご
連絡ください。

横浜市のHPに、こころの健康を保つためのヒントが記載さ
れています。必要な方はアクセスしてみてくださいね。

[こころの健康を保つために～with コロナ～ 横浜市
\(yokohama.lg.jp\)](https://yokohama.lg.jp)

◎何かあればいつでもご相談ください。

☆生活福祉資金と住宅確保給付金について☆

コロナにより収入が少なくなってしまって、生活費や家賃が払え
ずに困ったというかたへ、生活福祉資金の特例貸付と住居確保給
付金という制度があります。

詳細は以下のサイトより、ご確認くださいね。

<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



☆失業保険の待機期間が変わります！☆

令和2年10月1日以降に離職された方は、**5年間のうち2回までは**
給付制限期間が**2か月**となります。

詳細について→厚生労働ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000691411.pdf>)



～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
- ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



☆確定申告☆

緊急事態宣言の期間が、2020年(令和2年)分所得税の確定申告
期間(2月16日～3月15日)と重なるので、申告所得税(及び復
興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消
費税)の申告期限・納付期限について、**2021年4月15日(木)**まで
延長されることとなりました。

ほっとひとこと



コロナの影響で、ヨガのレッスンがSNS配信となり、毎日15分から45
分間、ヨガをやっています。ヨガのおかげで、お腹が徐々に引き締まり、
よく眠れるようになりました(^_^)

ホルモンバランスや気分を整えるのにも良いので、
ステイホーム中のストレス発散にお勧めですよ☆

